一　地域再生計画の作成主体の名称　白山市
二　地域再生計画の名称　霊峰白山の恵みと大地の物語（ジオパーク）を活用した「オール白山」活性化事業
三　地域再生計画の区域の範囲　白山市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二千六百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第二百六十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井市
二　地域再生計画の名称　三里浜砂丘地の産地再生から始まる　若者が希望を持って就業できる農業の実現プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　福井市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二千六百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県
二　地域再生計画の名称　やまなしＤＭＯ連携観光推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二千六百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百八十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県
二　地域再生計画の名称　戦略的海外展開推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二千六百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二百二十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県
二　地域再生計画の名称　新「やまなしブランド」強化育成推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二千六百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県
二　地域再生計画の名称　子育て世代の移住促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二千六百十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二百二十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　都留市
二　地域再生計画の名称　生涯活躍のまち・つる推進事業
三　地域再生計画の区域の範囲　都留市の区域の一部（中央地区、下谷地区及び田原地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）、生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例（五の五⑩）及び生涯活躍のまち形成事業計画によるサービス付き高齢者住宅の入居者要件の合理化（五の六）

○内閣府告示第二千六百二十号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第六百九十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　都留市
二　地域再生計画の名称　「富士の麓の小さな城下町」振興事業
三　地域再生計画の区域の範囲　都留市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二千六百二十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十九年内閣府告示第千二百三十号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十九年五月三十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年六月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県北都留郡小菅村
二　地域再生計画の名称　流域ＤＭＯを核とした１／１村民・１／２村民・１／３村民創出のための地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県北都留郡小菅村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるする支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）